

現行の参議院議員選挙制度

○ 概 要

定 数	・ 245 人
任 期	・ 6 年（3 年ごとに半数 124 人改選）
選 挙 権	・ 満 18 歳以上の日本国籍を有する者
被 選 挙 権	・ 満 30 歳以上の日本国籍を有する者
選挙の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参議院議員選挙は、選挙区選出議員選挙（選挙区選挙）及び比例代表選出議員選挙（比例代表選挙）から構成される。 ・ 選挙区選挙 : 定数 147 人（3 年ごとに半数 74 人改選） ・ 比例代表選挙 : 定数 98 人（3 年ごとに半数 50 人改選）
備 考	・ 定数について、令和元年 7 月 29 日から令和 4 年 7 月 25 日までの間は 245 人。令和 4 年 7 月 26 日以降は 248 人（選挙区 148 人、比例代表 100 人）。

(1) 選挙区選挙

選 挙 区	・ 原則都道府県（鳥取県・島根県・徳島県・高知県はそれぞれ 2 県の区域）の区域を単位として選挙区を設置 各選挙区の定数として、2～12 人を配分
立 候 補	・ 候補者本人又は推薦人の立候補の届出による。
投 票	・ 有権者が、候補者 1 人の氏名を投票用紙に自書する方法で実施する。
当 選	・ 選挙区ごとに、得票数の多い候補者から順に改選定数までの順位の者が当選する。

(2) 比例代表選挙（非拘束名簿式比例代表制）

選 挙 区	・ 全都道府県の区域を通じて選出
名簿の届出 （立 候 補）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の要件を満たす政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びに候補者名を記載した名簿を届け出ることができる。なお、その名簿に記載された候補者には当選人となるべき順位を付さないこととする。 ・ 政党その他の政治団体（政党等）は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる（特定枠）。
投 票	・ 有権者が、名簿に記載された候補者 1 人の氏名を自書する方法で行われる（候補者名による投票）。ただし、候補者の氏名に代えて、名簿届出政党等の名称又は略称を自書することができる（政党名による投票）。
当 選	① 名簿届出政党等ごとに、候補者名による投票の得票数と政党名による投票の得票数を合算し、各政党等の総得票数を定める。

- ② 各政党等の総得票数に比例して当選人の数を配分する方式（ドント方式）により、それぞれの政党等の当選人の数を定める。
- ③ 各政党等に配分された当選人の数の中で、各政党等ごとに得票数の最も多い候補者から順に当選人を決定する。
- ④ 特定枠の候補者があるときは、特定枠に記載されている候補者を上位とし（名簿記載の順位のとおりに当選人とする）、その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。